

自動車税過誤納金の還付請求権譲渡通知書

静岡県所管財務事務所長 様

<譲渡人：納税義務者>

住 所（所在地）〒420-8601

静岡県葵区追手町9-6

氏 名（名 称）

（法人の場合、代表者職氏名も記入）

納期 守

電話番号（連絡先）

054-□□□-□□□

以下の自動車税過誤納金の還付請求権について、次の譲受人に譲渡したので、通知します。

<譲受人>

住 所（所在地）〒420-****

静岡市葵区〇〇町〇-〇

氏 名（名 称）

（法人の場合、代表者職氏名も記入）

株式会社静岡県税

担当支社・支店

静岡支店

担 当 者 名

静岡次郎

電話番号（連絡先）

054-△△△-△△△△

枠内は必須項目です。

担当者の連絡先を
記載してください。

【必須項目】記載漏れ等があると不受理となる場合があります。

登録番号	(静岡・浜松・沼津・伊豆・富士山) 500 ○ □□□□				
課税年度	令和 8 年度		債権譲渡契約等の日	令和 8 年 7 月 5 日	
過誤納金の 発生理由 (該当項目に☑)	☒ 抹消登録 (永久・輸出・一時) ☐ 二重納付 (円) ☐ その他 ()		左記発生年月日	令和 8 年 7 月 31 日	
口座振替 希望口座 (記載が無い場合は 送金となります)	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カナ)
	〇〇銀行	△△支店	普通 ・ 当座	1 2 3 4 5 6 7	カシバケンベイ

【添付書類】添付した書類は☑ ※個人情報保護の観点から、以下に記載のない書類は添付しないようお願いいたします。

(必須) ☒ 譲渡人の印鑑証明書コピー（債権譲渡契約等の日の6か月以上前に発行されたもの）

(必須) ☒ 抹消登録の確認出来る書類（運輸支局が抹消を証明した書類の写し）

例：登録識別情報等通知書（一時抹消）、登録事項等証明書（永久抹消）、輸出抹消仮登録証明

☒ 住民票の写し等（譲渡人が車検証上の住所から転居した場合、それを証する書面）

☐ 自動車税領収証書（二重に納付した場合）

☐ 当該自動車の相続人であることがわかる書類等

例：運輸局に提出した遺産分割協議成立申立書及び戸籍謄本

口座振替を希望される
場合は、希望口座情報を
記載願います。

添付した書類に✓をして下さい。
記載されている書類以外は不要ですので、
添付されないようお願いします。

【注 意 事 項】

- ・自動車税過誤納金には、延滞金及び加算金並びに還付加算金が含まれます。
- ・譲渡人が相続人の場合は、納税義務者欄に被相続人の氏名も併記願います。
- ・本通知書が抹消月の翌月10日（4月抹消の場合に限り6月10日）までに提出（必着）されない場合は、納税義務者に還付します。なお、10日が土日祝日の場合は、直前の平日が提出期限となります。
- ・抹消以外の事由の場合は、事由発生後、ただちに提出してください。
- ・譲渡人及び譲受人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、最初に譲渡人の未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、次に譲受人の未納の徴収金に充当され、さらに残余金がある場合に譲受人に還付されます。

財務事務所 記入欄	受付番号	受付時間等	印鑑証明	抹消確認
	—		□	□